

（5）宍道エリア（17.8ha）

①重点区域の位置

宍道エリアは、近世に整備された山陰道沿いに江戸時代に本陣として使われた木幡家住宅を中心として宿場町として形成された町割が現在でも良く残り、小路も当時の道幅で残っている。歴史的なまちなみのなかでは氷川神社の神事が現在も受け継がれている。

このため、宍道エリアは近世山陰道を中心として宿場町の町割の残る範囲を基本として設定する。

②重点区域の区域

重点区域の区域は、絵図資料で確認できる宿場町の範囲を基本とする。具体的には以下の区域に拠って重点区域を定める。

ア）絵図資料で確認できる近世山陰道、小路、及び近世山陰道沿線のまちなみを中心とする範囲。絵図は「出雲国意宇郡第十四区宍道町村絵図」（明治8年（1875）～明治9年（1876）ごろ推定）による。

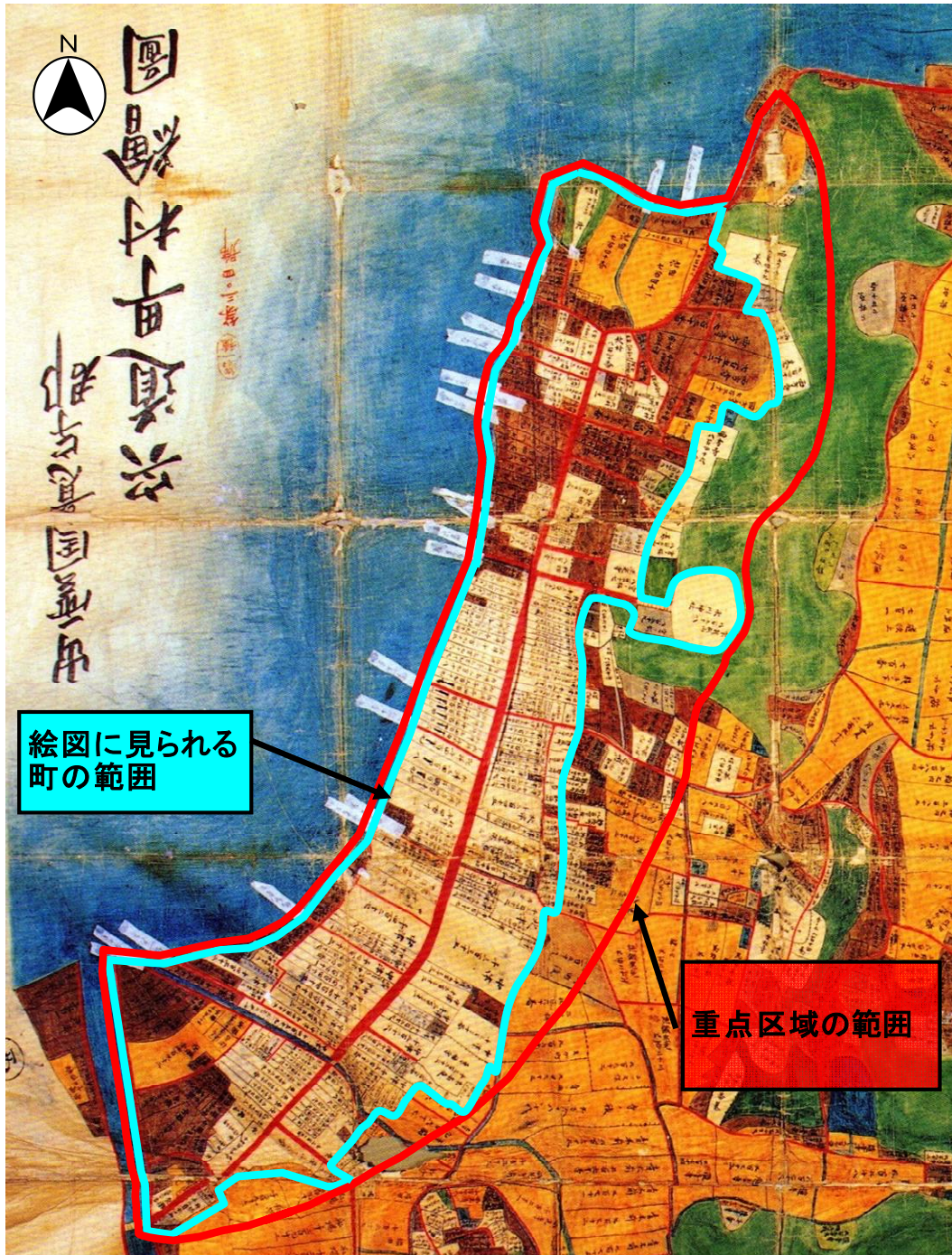
イ）国、県、市の指定文化財及び社寺建築、和風建築など歴史的風致を形成する歴史的建造物を含む範囲。

ウ）歴史的風致を形成する蓮華祭を催行する氏子が居住する範囲内。

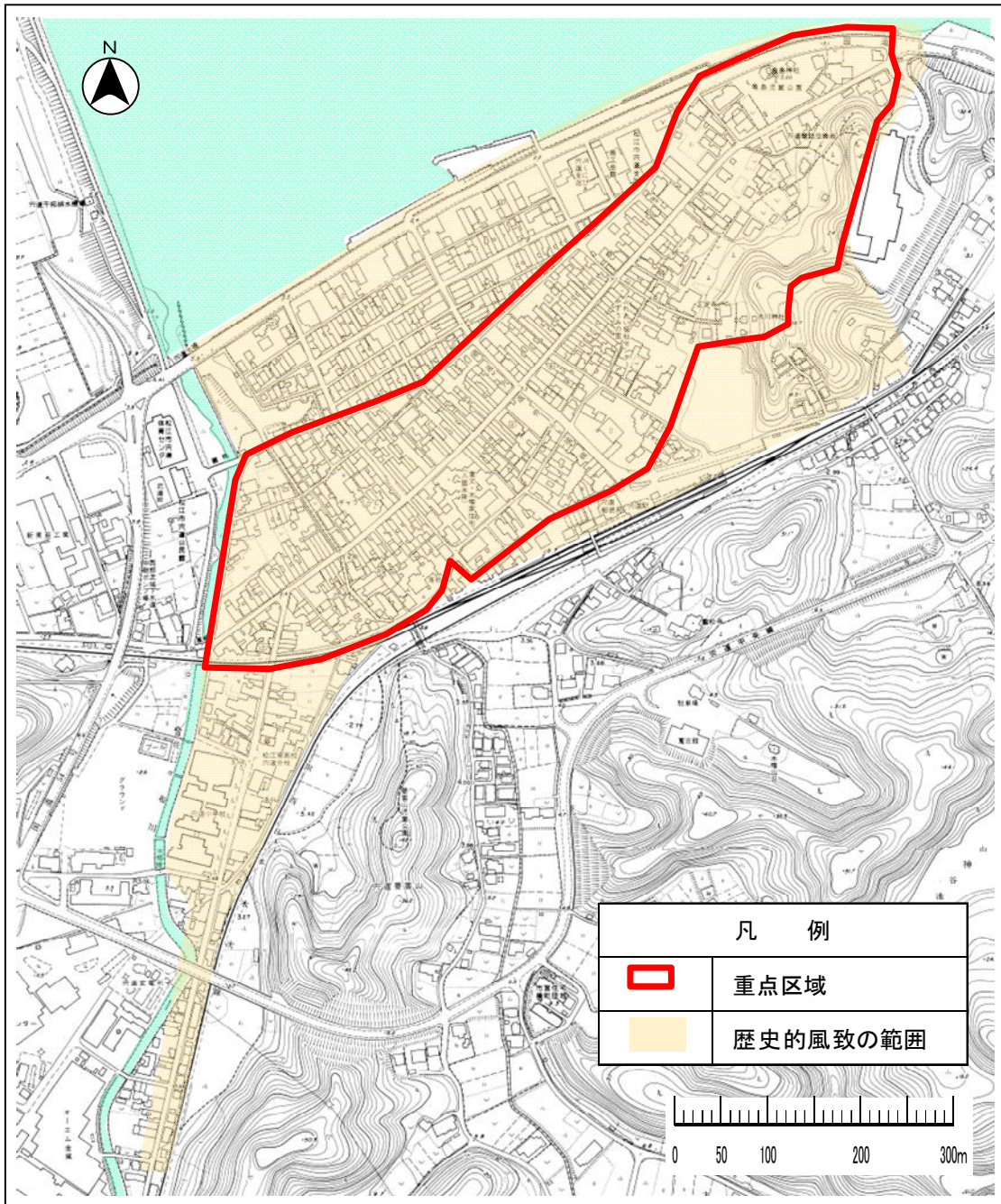
なお、重点区域の境界の設定は、範囲を明確にするために、道路、水路等の地形地物に拠ることを基本とするが、それらに拠れない場合は行政界、町界、山の稜線に拠るものとする。



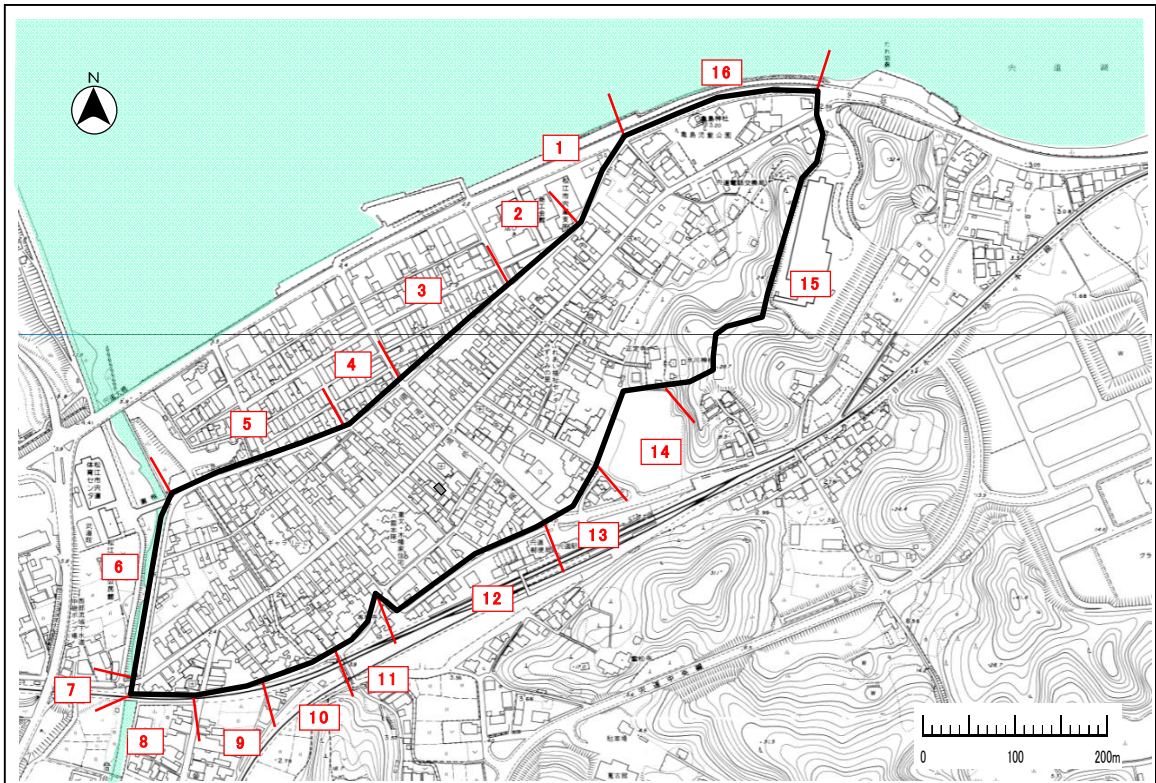
舟道エリア重点区域



出雲国意宇郡第十四区宍道町村絵図
（明治8年（1875）～明治9年（1876）ごろ推定）



歴史的風致の範囲と重点区域の位置



重点区域の境界

1	市道昭和 19 号線	9	市道新道線
2	市道昭和 18 号線	10	市道田町線
3	市道昭和 16 号線	11	市道菅町・下倉線
4	市道昭和 12 号線	12	市道新町線
5	市道灘橋線	13	市道小宮田 6 号線
6	市道原津 3 号線	14	穴道公民館敷地の外周ライン
7	佐々布川	15	丘陵尾根筋のライン
8	JR 山陰本線	16	国道 9 号線の南端のライン

重点区域の境界の説明

4. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

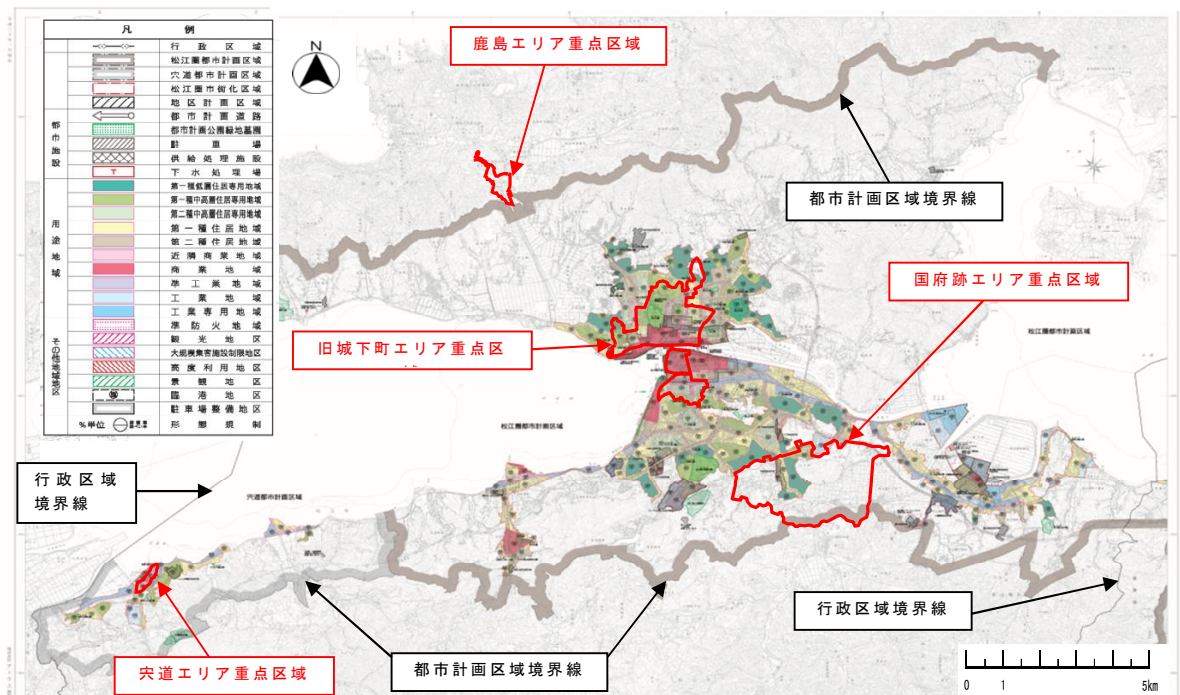
5つのエリアで設定した重点区域においては、今後は歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することにより、歴史的建造物やまちなみの保存・活用とその周辺環境の整備が進展し、それぞれの区域の個性と魅力がより高まり、重点区域の歴史や伝統が広く市民に再認識されることが期待される。

また、伝統文化の個性や魅力を高めるための環境整備や情報発信、民間団体等の取り組みの進展も期待され、それぞれの区域特有の風情により磨きがかかり、歴史まちづくりによる暮らしやすさの向上と産業や観光への波及効果も期待される。

5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画

松江市（松江圏・宍道）都市計画総括図（令和4年（2022）4月時点）



※美保関エリア重点区域は、都市計画区域外

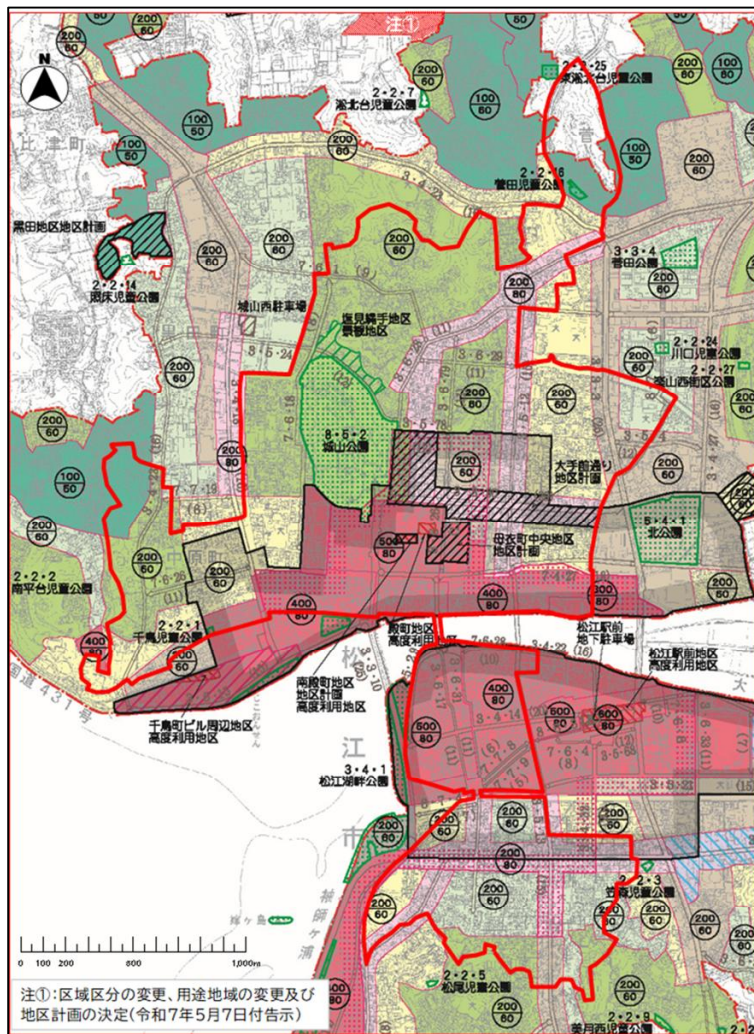
松江市は、行政区域全体の面積が 572.96 km²で、その内 34.6%の 198.45 km²が都市計画区域となっている。都市計画区域は、線引き都市計画区域※の「松江圏都市計画区域」178.45 km²（市街化区域 32.93 km²・市街化調整区域 145.52 km²）と非線引き都市計画区域の「宍道都市計画区域」20.00 km²に分かれている。

重点区域を設定した5地区のうち、旧城下町エリアと国府跡周辺エリアは松江圏都市計画区域内であり、旧城下町エリアは全てが市街化区域、国府跡周辺エリアは一部が市街化区域で大部分は市街化調整区域である。宍道エリアは全てが宍道都市計画区域内である。美保関エリアと鹿島エリアは、いずれも都市計画区域外となっている。

※線引き都市計画区域…市街化区域と市街化調整区域に区分される都市計画区域

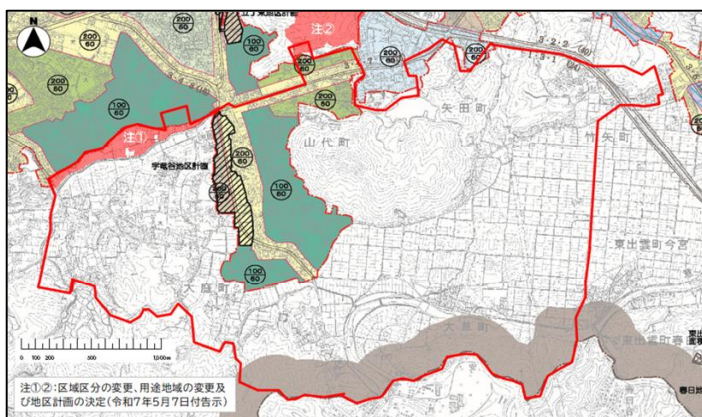
重点区域における都市計画の概要

重点区域	都市計画の概要
<p>旧城下町 エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松江圏都市計画区域内。 ・用途地域は、松江の南北を分ける大橋川<small>おおはしがわ</small>の両岸域を商業地域、連続する幹線道路沿いを近隣商業地域とし、古いまちなみや町割<small>まちわり</small>の残る地域は住居系の指定としている。 ・地区計画は、南殿町地区地区計画<small>みなみとのまちちく</small>、大手前通り地区計画<small>ほろまちちゆうおうちく</small>、母衣町中央地区地区計画<small>しらかたちく</small>、白潟地区地区計画が都市計画決定済で、建築物の用途、意匠、形態等の制限を行うことにより、国宝松江城の周辺エリアにふさわしい都市環境の形成を目指している。
<p>国府跡 周辺 エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松江圏都市計画区域内。 ・松江市中心市街地から連続する幹線道路周辺が市街化区域となっているものの、出雲国庁跡<small>いずもこくちやうあと</small>や出雲国分寺跡<small>いずもこくぶんじあと</small>、古墳など史跡、遺跡が所在する大部分の地域は市街化調整区域として開発が抑制されている。
<p>美保関 エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外。 ・平成30年3月に策定した松江市都市マスタープランでは、美保関地域<small>みほのせき</small>の基本方針のなかで「美保神社周辺地域などの歴史・文化資源を活用した交流と定住の促進」を掲げている。
<p>鹿島 エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外。 ・平成30年3月に策定した松江市都市マスタープランでは、鹿島地域<small>かしま</small>の基本方針のなかで「佐陀神能等の歴史・文化資源を生かした交流と定住の促進」を掲げている。
<p>宍道 エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宍道都市計画区域内。 ・用途地域は主に商業地域、近隣商業地域が指定されている。 ・旧山陰道沿線には、重要文化財（建造物）である木幡家住宅を中心に江戸時代の町割<small>まちわり</small>が良く残っており、交通の利便性の活用と、歴史的な風情の調和したまちづくりが進められている。

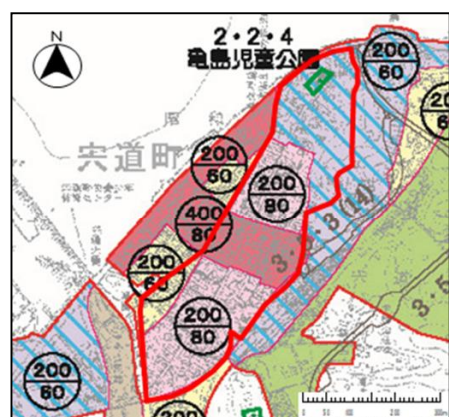


凡 例	
	行政区域
	松江圏都市計画区域
	伊道都市計画区域
	松江圏都市街化区域
	地区計画区域
	都市計画道路
	都市施設
	都市計画公園緑地基盤
	駐車場
	供給処理施設
	下水処理場
	用途地域
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	準防火地域
	観光地区
	大規模観光施設制限地区
	高度利用地区
	景観地区
	臨港地区
	駐車場整備地区
	%単位
	形態規制

松江市（松江圏）都市計画図 城下町エリア周辺



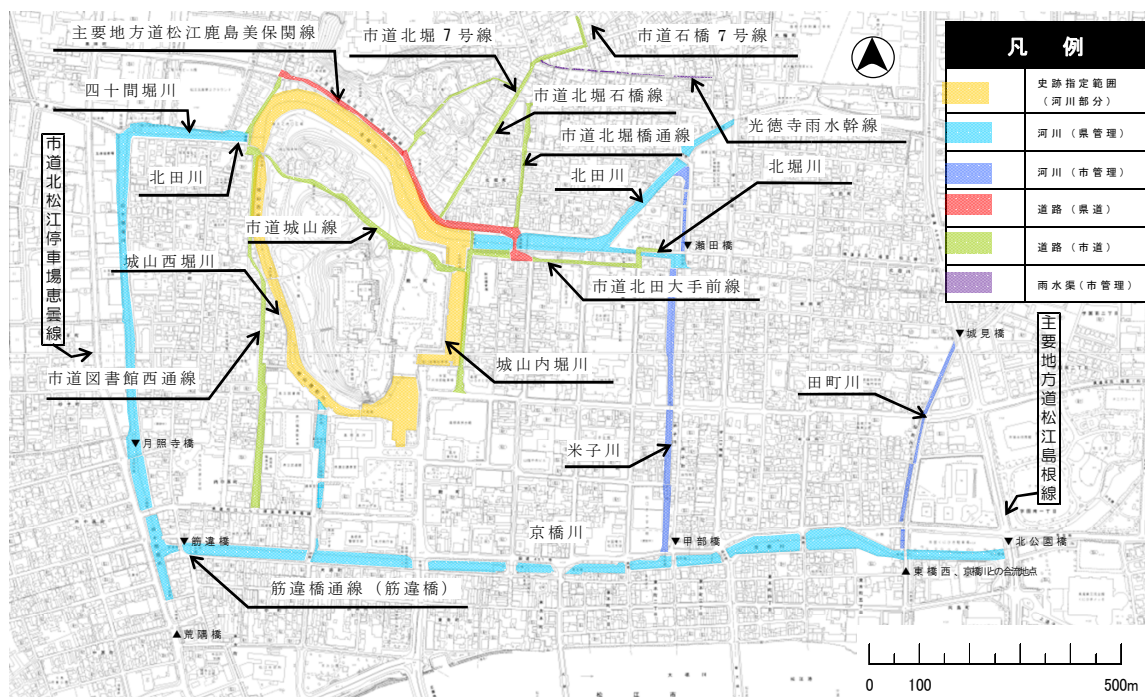
松江市（松江圏）都市計画図
国府跡エリア周辺



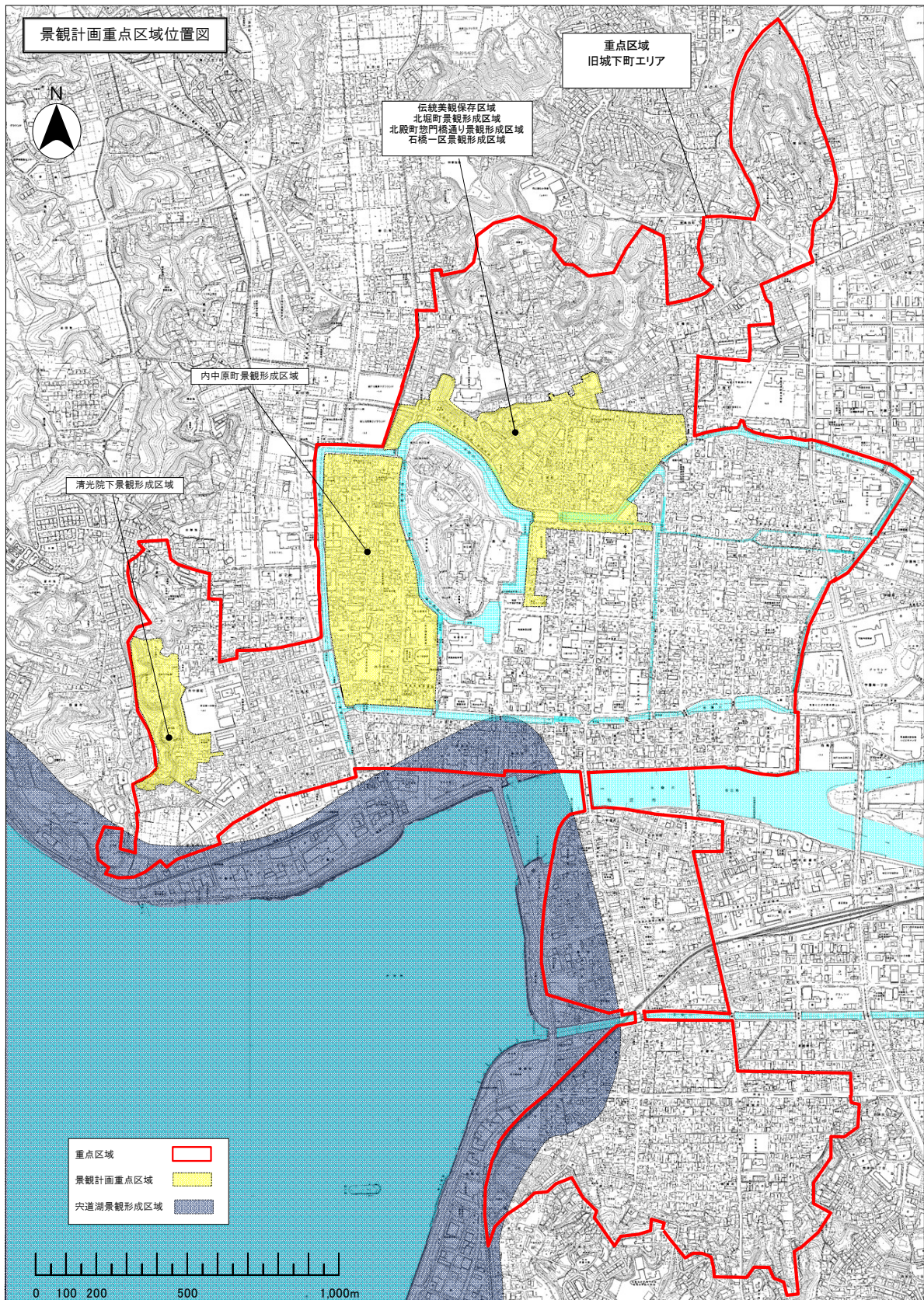
松江市（伊道）都市計画図
伊道エリア周辺

（2）景観計画

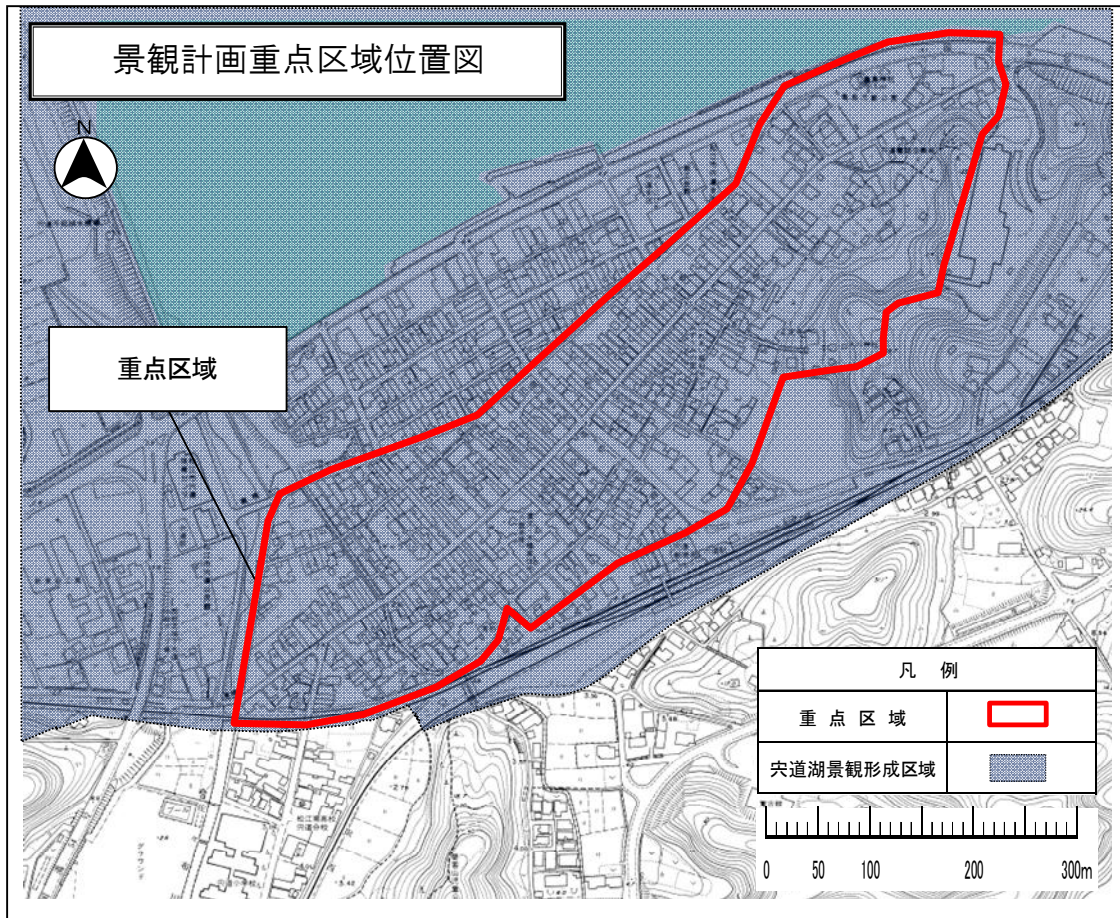
松江市は、平成17年（2005）に景観行政団体となり、平成19年（2007）には景観行政の総合的な指針となる「松江市景観条例」を制定し、「松江市景観計画」を策定した。松江市全域を「景観計画区域」とし、そのなかで重点的に景観形成を図る区域として「景観計画重点区域」を定め、区域ごとの景観特性に応じた景観形成の方針や推進施策などを定めている。また、旧城下町エリア内では、内中原町の四十間堀川沿いにあるタブの木を「景観重要樹木」に指定し保護するとともに、松江城周辺の道路及び堀川を「景観重要公共施設」として位置付けて整備の際は周辺の景観に対して配慮することとしている。また、令和5年度（2023）時点で、景観重要建造物の指定は無い。



景観重要公共施設位置図（松江城近辺）



景観計画重点区域図（重点区域：旧城下町エリア付近）



景観計画重点区域図（重点区域：宍道エリア付近）

重点区域における景観計画重点区域等

重点区域	景観計画重点区域 名称	指定年月	景観形成基準等の特徴
旧城下町 エリア	伝統美観保存区域 ①塩見縄手地区 ②普門院外濠地区 ③城山内濠地区	H19（2007） 3月	・高さ12m以下、歴史的景観に配慮する等 ・塩見縄手地区は「景観地区」に指定し強制力のある制限としている
	北堀町景観形成区域	H19（2007） 12月	・高さ12m以下、勾配屋根、いぶし瓦や黒瓦を基本とする等
	清光院下景観形成区域	H24（2012） 12月	・高さ12m以下、勾配屋根、いぶし瓦や黒瓦を基本とする等
	北殿町惣門橋通り 景観形成区域	H28（2016） 12月	・高さ12m以下、勾配屋根、いぶし瓦や黒瓦を基本とする等
	石橋一区景観形成区域	H30（2018） 3月	・高さ12m以下、勾配屋根、いぶし瓦や黒瓦を基本とする等
	内中原町景観形成区域	R2（2020） 3月	・高さ12m以下、勾配屋根、いぶし瓦や黒瓦を基本とする等
	宍道湖景観形成区域	H19（2007） 3月	・宍道湖の湖面と湖辺を一体的に捉えた景観形成等
国府跡 周辺 エリア	-	-	・意宇川を景観計画の“河川景観軸”の一つとして位置づけている
美保関 エリア	-	-	・島根半島の海辺景観を景観計画の“海辺景観ゾーン”として位置付けている
鹿島 エリア	-	-	・佐陀川を景観計画の“河川景観軸”の一つとして位置づけている
宍道 エリア	宍道湖景観形成区域	H19（2007） 3月	・宍道湖の湖面と湖辺を一体的に捉えた景観形成等

（3）屋外広告物条例

従来、島根県条例に基づく県下一律の基準で行われていた屋外広告物行政について、景観行政と屋外広告物行政が一体となった、地域の特性に応じた良好な景観創出を推進するために、松江市では平成20年（2008）10月に「松江市屋外広告物条例」を制定した。

また、条例に先立ち策定された「松江市屋外広告物計画」では、行政には具体的な施策の実施や啓発活動の実行を、広告主・事業者には広告物の適正な維持管理や諸施策への協力等を、市民には諸施策への協力等を、それぞれ責務として定めており、景観と調和し、安全で良好な屋外広告物のあり方について共通の認識を持ち、その実現化に向けて相互に協力し合いながら積極的に取り組むこととしている。

景観に対する屋外広告物の地域特性区分

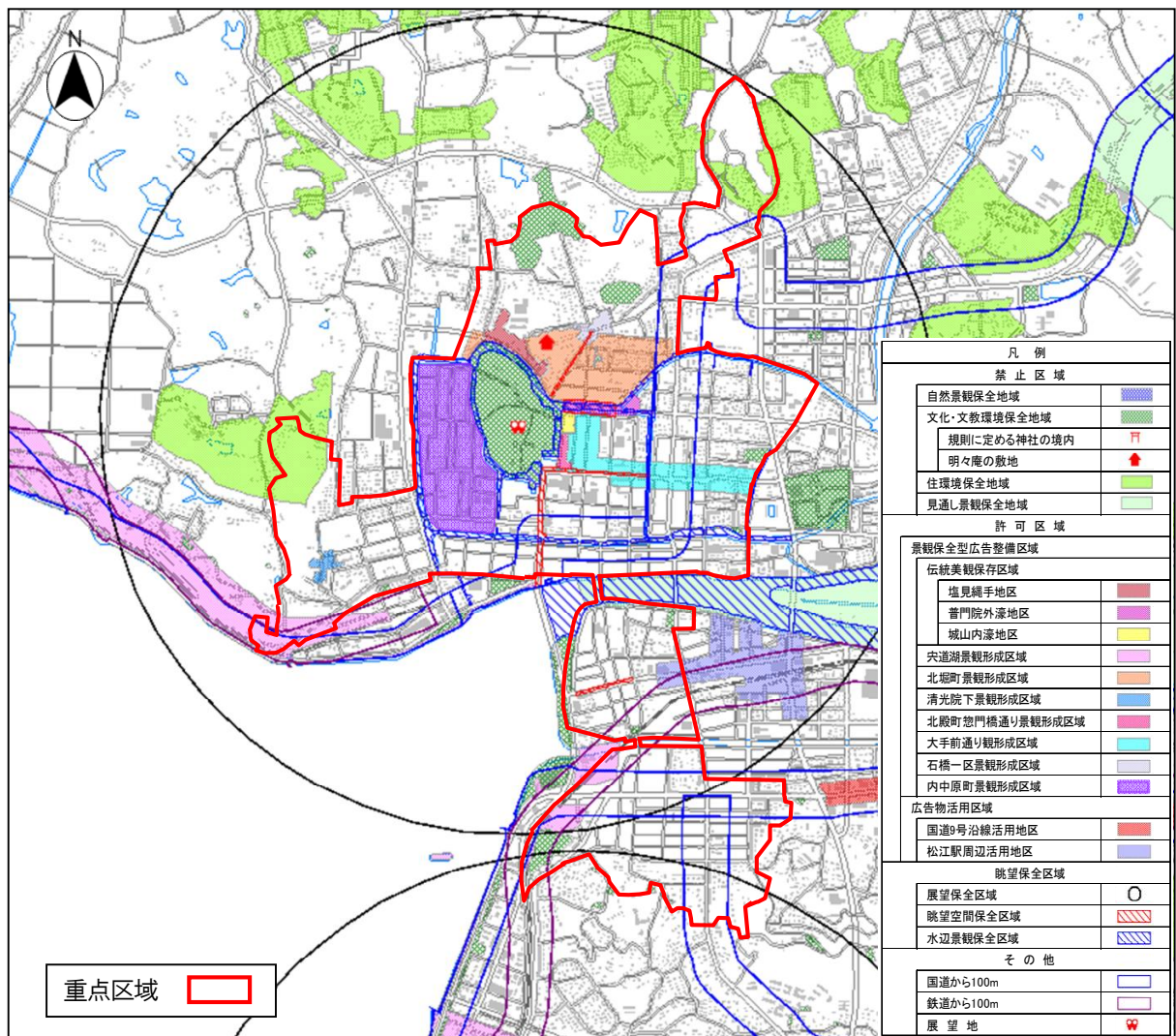
禁止地域・・・良好な景観の形成や風致を特に保全する必要があると判断される地域	
自然景観保全地域	国立公園などの良好な自然景観を有する地域
文化・文教環境保全地域	文化財や文教施設などの風致を維持する地域
住環境保全地域	閑静な住宅地などの良好な住環境を保全する地域
見通し景観保全地域	道路や河川などの見通し景観を保全する地域
許可地域・・・屋外広告物を表示または掲出する際に原則許可が必要な地域（禁止地域を除く松江市全域）	
景観保全型広告整備区域	伝統美観保存区域や宍道湖周辺など、松江市固有の景観を有し、屋外広告物はその区域の景観特性に調和し、良好な景観形成を図ることが特に重要な区域
広告物活用区域	商業系施設が集積する地区等活力ある街並みを維持するうえで、屋外広告物が賑わい景観の創出に重要な役割を果たしている区域
上記以外の許可地域	—————
眺望保全区域・・・禁止地域・許可地域にかかわらず、展望地などから見える良好な眺めを阻害する屋外広告物を規制し、良好な眺望景観を保全する区域	

表示し、又は掲出物件を設置してはならない禁止広告物

①	著しく汚染し、退色し、又は塗料がはがれたもの
②	著しく破損し、又は老朽化したもの
③	倒壊又は落下のおそれがあるもの
④	信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げるおそれがあるもの
⑤	交通の安全を阻害するおそれがあるもの

広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない禁止物件

①	橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
②	街路樹、路傍樹及びその支柱等
③	信号機、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路の附属物その他これらに類するもの
④	消火栓、消火栓標識、火災報知器及び火の見やぐら
⑤	郵便差出箱、電話ボックス、公衆便所、変圧器及び配電器その他これらに類するもの
⑥	銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
⑦	道路又は河川に隣接し、これらから眺望できる石垣及び擁壁
⑧	送電塔、送受信塔及び照明塔
⑨	ガスホルダー、配水池その他これらに類するもので高さ又は幅が5メートルを超えるもの
⑩	景観法（平成16年法律第110号）第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
⑪	電柱、街灯柱の類（簡易広告物の掲出禁止）



屋外広告物指定区域図（松江城周辺地域）

（4）緑地及び自然景観の保全に関する条例等

当市では、「松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例」※1に基づいた「緑地保全区域」※2として、6箇所の社寺林を指定しており、その内の5箇所、計15.57haが旧城下町エリアに含まれている。

国府跡周辺エリアでは、真名井神社の後背の山林が「土砂崩壊防備保安林」に指定されている。美保関エリアでは、住宅密集地の後背地に一部「土砂崩壊防備保安林」があり、ほか大部分が「風致保安林」（沿岸部は「魚つき保安林」を兼ねる）であり、西側の関の五本松公園周辺は「保健保安林」となっている。鹿島エリアでは、佐太神社後背の山林は「風致保安林」の指定が行われている。

これら区域の緑地及び自然景観は、まちなみや沿岸部と一体となって地域の歴史的な景観を構成していることから、歴史的風致の維持向上のために、農林部局と連携して保全に務めている。

※1 「松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例」

…松江市が、緑地及び自然環境の保全に関し必要な事項を定め、自然環境の保全を目的とする関係法令と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進するために自主的に定めた条例。

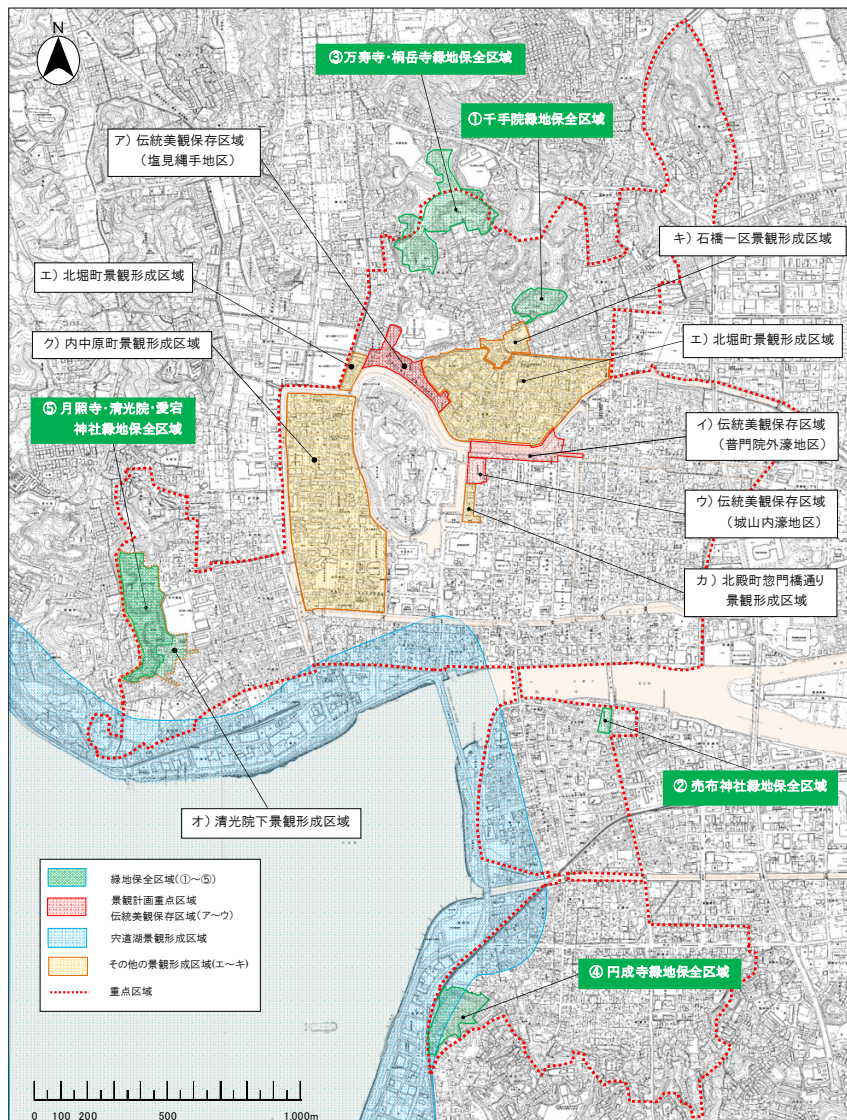
※2 「緑地保全区域」

…上記条例により、次の関係法令等で規定される区域等以外の区域で、自然的、社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを松江市長が指定するもの。

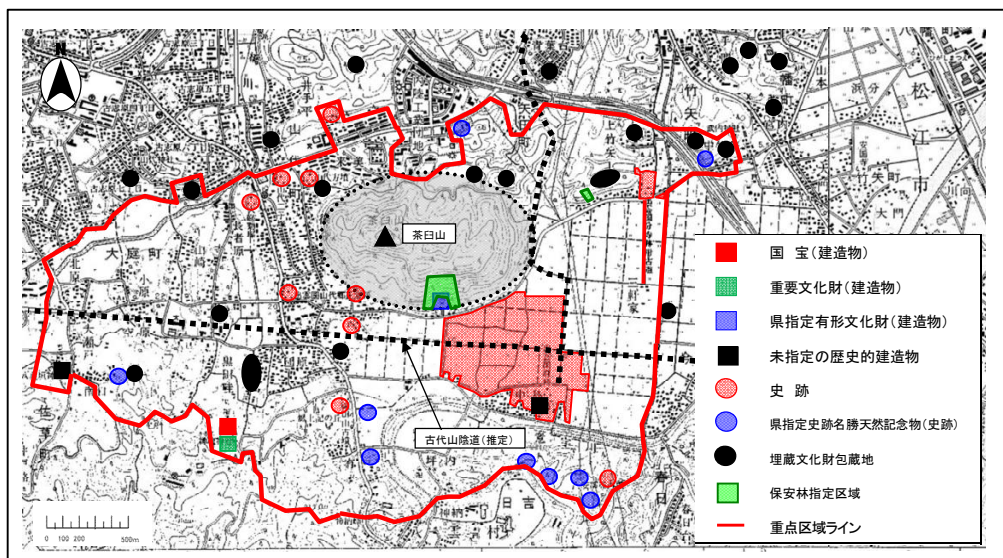
【関係法令】自然公園法に規定する自然公園の区域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、島根県自然環境保全条例に規定する島根県自然環境保全地域、都市緑地法に規定する特別緑地保全地区

旧城下町エリアの緑地保全区域

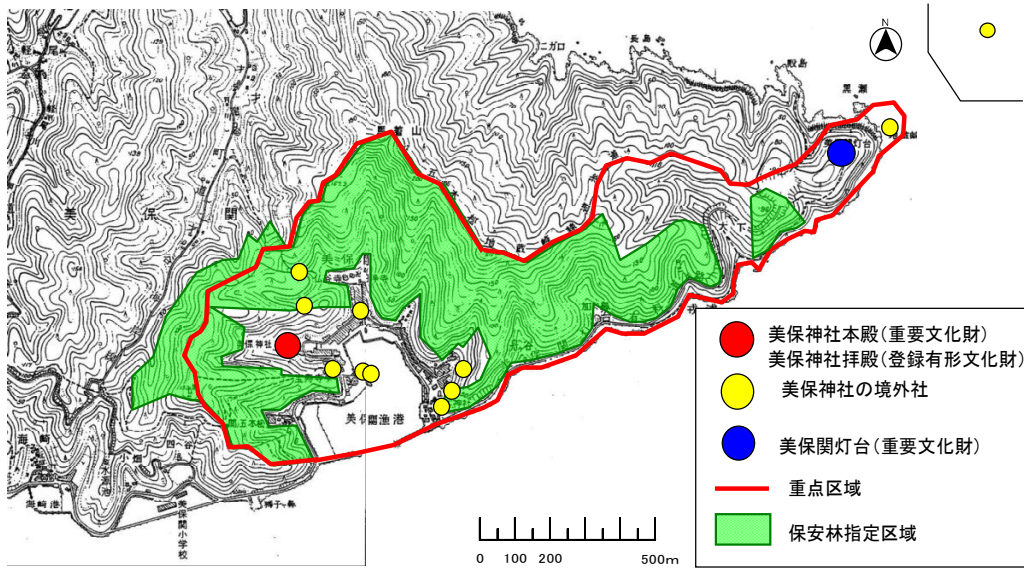
緑化保全区域名称	地区	指定年月	面積
千手院 <small>せんじゆいん</small> 緑地保全区域	石橋町	S51（1976）10月	0.94ha
売布神社 <small>めふじんじや</small> 緑地保全区域	和多見町	S51（1976）10月	0.30ha
万寿寺・桐岳寺 <small>まんじゆじ とうかくじ</small> 緑地保全区域	奥谷町・春日町・東奥谷町	S53（1978）4月	6.21ha
円成寺 <small>えんじようじ</small> 緑地保全区域	栄町・幸町	S53（1978）4月	2.18ha
月照寺・清光院・愛宕神社 <small>げっしょうじ せいこういん あたごじんじや</small> 緑地保全区域	外中原町	S54（1979）4月	5.94ha



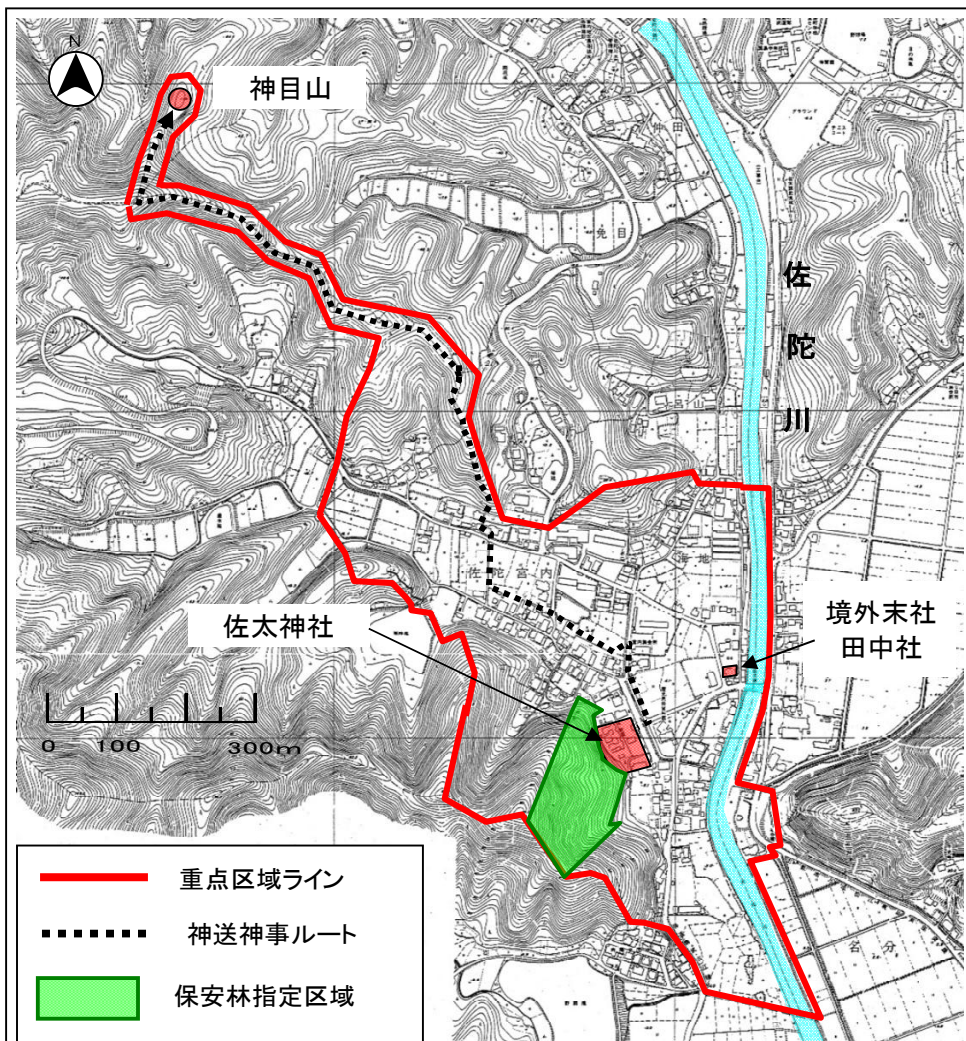
旧城下町エリアと緑地保全区域の関係



国府跡周辺エリアと保安林の関係



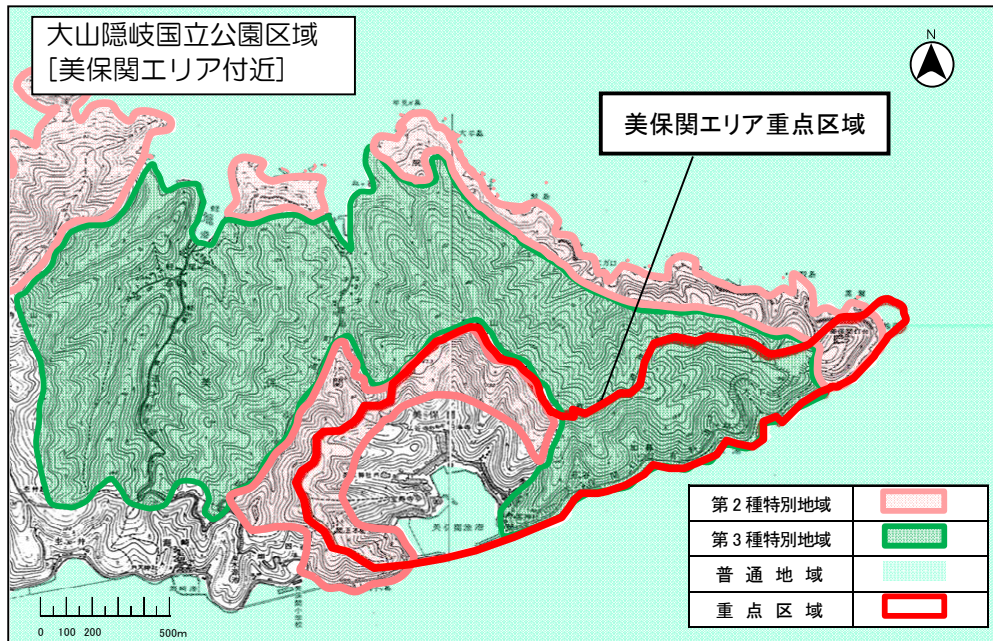
美保関エリアと保安林の関係



鹿島エリアと保安林の関係

（5）国立公園

日本を代表する美しい海岸景観を持つ島根半島東部地域は、島根半島西部地域や中国山地の山々、日本海に浮かぶ隠岐諸島とともに「大山隠岐国立公園」を構成している。美保関エリアは、家屋の集中している美保関漁港付近を除いた部分が国立公園の区域に含まれるため、事業を実施する際は、美保関漁港周辺の歴史的なまちなみと、周囲の自然環境とが一体となった良好な歴史的景観が維持向上されるよう配慮を行っていく。



重点区域と国立公園指定区分との関係図

（資料：大山隠岐国立公園（島根半島）区域及び公園計画図より加工作成）

（出典 <https://www.env.go.jp/park/daisen/2017/06/22/2017/06/22/park/daisen/shimanekeikakuzu.pdf>）

許可・届出を要する行為の一覧（●：許可 ■：届出）

行為の種類	特別地域 法第20条第3項
工作物(住宅、道路等)の新築、改築、増築	●
木竹の伐採	●
環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること	●
高山植物等の採取又は損傷	●
鉱物の採掘や土石の採取	●
河川、湖沼の水位・水量の増減	●
指定湖沼への汚水等の排出	●
広告物の設置等	●
物の集積(貯蔵)	●
水面の埋立等	●
土地の開墾や形状変更	●
木竹以外の植物の植栽又は播種	●
動物の捕獲又は殺傷、動物の卵の採取又は損傷	●
動物の放出(家畜の放牧を除く。)	●
屋根、壁面等の色彩の変更	●
指定区域内の立入り許可申請	●
指定地域での車馬等の乗り入れ	●
特別地域の指定時における指定の際の既着手行為	■ 法第20条第6項
非常災害のための応急措置	■ 法第20条第7項
木竹の植栽、家畜の放牧(許可行為は除く。)	■ 法第20条第8項

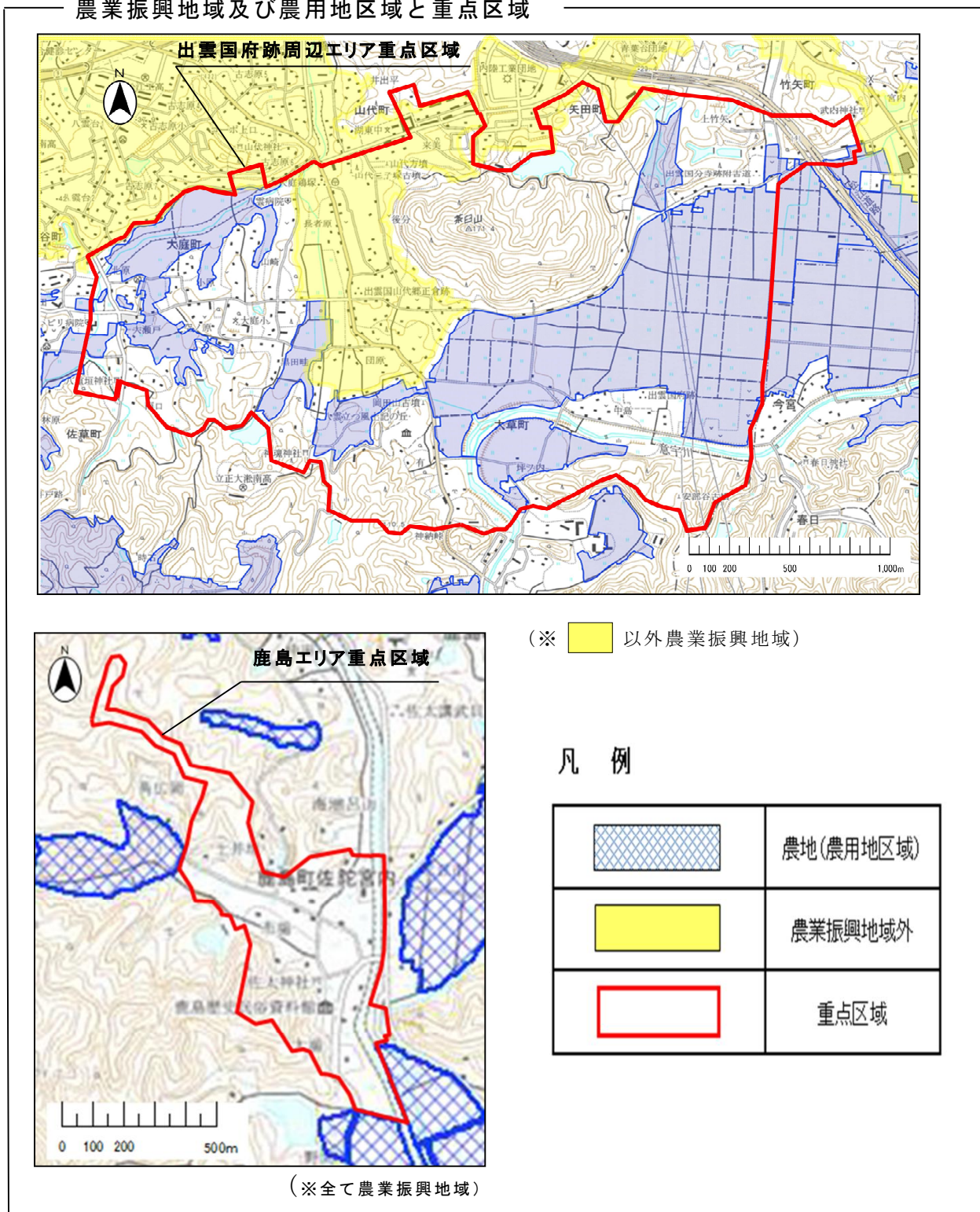
■ 国立公園の地種区分について

地種区分		規制される行為の種類	
		許可が必要な行為	届出が必要な行為
第1種 特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 ② 木竹を伐採すること。 ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。 ④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 ⑦ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に掲げる行為が規制されることとなった時ににおいて既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して三月以内に、国立公園にあっては環境大臣にその旨を届け出なければならない。 ・特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として左記に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあっては環境大臣にその旨を届け出なければならない。 ・特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（左記の⑫又は⑬に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、国立公園にあっては環境大臣にその旨を届け出なければならない。
第2種 特別地域	第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については、つとめて調整を図ることが必要な地域	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。 ⑨ 水面を埋め立て、又は干拓すること。 ⑩ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。 ⑪ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。 ⑫ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 ⑬ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 	
第3種 特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	<ul style="list-style-type: none"> ⑭ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。 ⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。 ⑯ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。 ⑰ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 ⑱ そのほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの 	
普通地域	国立公園の区域のうち特別保護地区、特別地域及び海域公園地区に含まれない区域		<ul style="list-style-type: none"> ・その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。 ・特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 ・広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 ・水面を埋め立て、又は干拓すること。 ・鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ・土地の形状を変更すること。

（6）農業振興地域整備計画

「国府跡周辺エリア」の一部と「鹿島エリア」の近辺の一部が農用地区域に指定されている。この良好な農地環境の保全を図るため、担当部局と連携して農地の保全などに取り組み、歴史的風致の維持向上を図っていく。

農業振興地域及び農用地区域と重点区域



（7）地域産業資源及び近代化産業遺産

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下、「地域資源活用促進法」という。）」第4条第1項に基づき、島根県により指定された「地域産業資源」のうち、令和2年（2020）2月3日時点で本市の歴史的風致に関連があり主に重点区域において生産又は役務の提供が行われるものは、鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術として、「お茶」・「和菓子」が指定されており、文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として、「武家屋敷」や「菅田庵」などの文化財のほか、「月照寺」や「佐太神社」等の寺社、「松江城堀川」や「美保関灯台」等の建造物、「鑿行列」や「佐陀神能」といった伝統文化が指定されていた。その後、令和2年10月、「地域資源活用促進法」の廃止に伴い、地域産業資源の指定などの業務についても廃止されたものの、これらが中小企業者に活用されたことで、歴史的風致の維持向上とあわせて地域経済の活性化が図られた。

一方、本市に関連する「近代化産業遺産」として、「近代化産業遺産群 続33」（平成20年度（2008））の「安全な船舶航行に貢献し我が国の海運業等を支えた燈台等建設の歩みを物語る近代化産業遺産群」の構成遺産として、「美保関灯台」が経済産業大臣より認定されている。

「美保関灯台」は、地域産業資源かつ近代化産業遺産であり、重点区域の美保関エリアに存在する。この灯台は、島根半島の東端にあり、明治31年（1898）に竣工した石造の一等灯台で、近代に発展した海運の安全を守るために山陰地方で最初に設けられたものである。現在でも現役の灯台として船舶航行の安全に貢献し、地元美保神社の神迎神事の際の目印として、また、多くの人々が訪れる観光スポットとして、本市の歴史的風致の維持向上に深く関係している。

重点区域における島根県指定の地域産業資源及び経済産業大臣認定の近代化産業遺産

（令和2年（2020）2月3日時点）

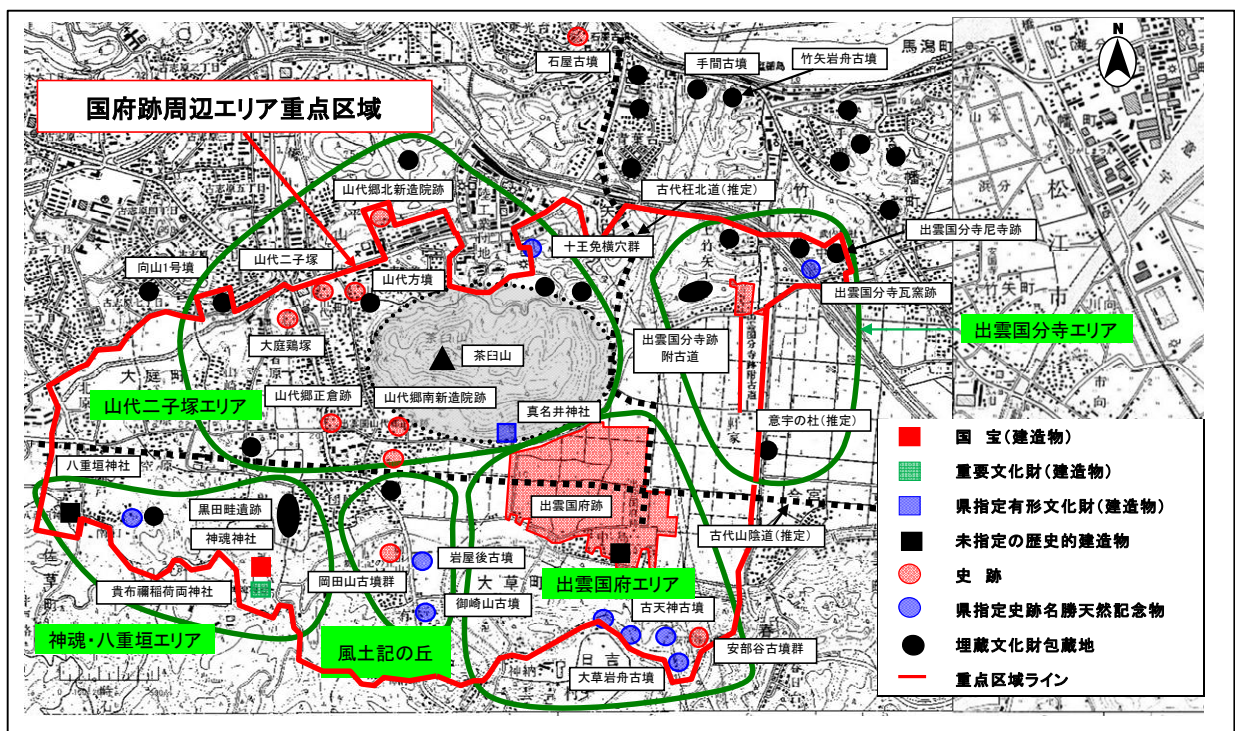
区分	重点区域の名称	地域産業資源の名称	近代化産業遺産の名称 （不動産）
鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術	旧城下町エリア	お茶、和菓子	
文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源	旧松江城エリア	松江城、武家屋敷、松江城堀川、ホーランエンヤ、明々庵、菅田庵、堀川遊覧船、普門院、月照寺、カラコロ工房、鑿行列	
	国府跡周辺エリア	八重垣神社	
	美保関エリア	美保神社、青石畳通り、地藏崎、美保関灯台、美保館本館、佛谷寺	美保関灯台
	鹿島エリア	佐太神社、佐陀神能	

（8）八雲立つ風土記の丘整備基本計画（島根県）

島根県教育委員会が平成15年（2003）に策定した「八雲立つ風土記の丘整備基本計画」は、国府跡周辺エリアにある、風土記の丘地内の今後の整備活用の方向性を示したものである。

この計画書のなかでは、遺跡の保護と整備活用の推進、自然景観の保全などの基本方針を掲げるほか、地域を「風土記の丘センターエリア」「山代二子塚エリア」「神魂・八重垣エリア」「出雲国府エリア」「出雲国分寺エリア」の5つのゾーンに分け、ゾーン毎に個性ある整備計画や活用計画が示されている。

このうち「神魂・八重垣エリア」と「出雲国分寺エリア」については、松江市が中心となって整備や管理に取り組むこととされているため、島根県教育委員会と連携しながら、具体的な整備、活用について検討し、歴史的風致の維持向上を図って行く。



国府跡周辺エリアと八雲立つ風土記の丘整備基本計画との関係

（9）松江市美保関伝統的建造物群保存地区保存活用計画

令和6年（2024）12月に松江市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、当該条例に基づき、令和7年（2025）12月に美保関エリアの一部の地区を松江市美保関伝統的建造物群保存地区に決定した。

本地区では、美保関固有の歴史的町並みを保存し、まちづくりにおいてその活用を図り、生活環境の向上と地域文化の振興に資することを目的として保存活用計画を定めるとともに、地区内の建築物等の新築、増改築、移転、除去、修繕及び色彩の変更などの現状変更行為に対して規制を行っている。

引き続き、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取り組みを行っていく。

